

平成28年度地球温暖化対策のための低炭素アクション促進事業（クールビズ）

委託業務仕様書

業務の目的

昨年フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、パリ協定に代わる2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み（以下「パリ協定」という。）が採択され、日本政府としては、「日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）（以下、「約束草案」という。）」で示した「2030年度まで温室効果ガスを2013年度比26%削減する」という目標の達成に向けて国内対策を着実にめると共に、パリ協定で2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界規模の期的、戦略的な排出削減に貢献していく。

また、地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針」が決定され、内閣総理大臣より環境大臣が先頭に立った地球温暖化対策の推進や国民運動の強化が指示された。このため環境省は、産業界等各界・地方公共団体・NPO等と連携、国民の地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運を醸成すると共に、約束草案の成に向けた効果的かつ効率的な取組を推進していく必要がある。

本業務は、上記の趣旨を踏まえ、約束草案の対策として位置づけられている冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「COOL BIZ」（以下、「クールビズ」という。）の実践を向上させることを目的として実施する。

業務の内容

1) クールビズの実施率向上

(ア) 環境省では、平成17年度から冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ」を推進している。

約束草案の達成に向けて、クールビズの実施率を2030年度までに100%に向上させるため、家庭部門及び業務部門へインパクトある普及啓発（企業・団体の発掘、協働、賛同から市中の露出等に繋げる徹底した連携の実施、さらには国民の意識拡大や積極的な行動に繋げる効果的な訴求）を行う。

① 家庭部門

2015年度における家庭部門のクールビズ実施率は76.4%（任意アンケート調査結果：中学生以上の男女10代から60歳以上を対象にアンケート調査（有効回答数=1200）を行い、各年代ごとに均等割付にて回収し、人口構成比率によるウエイトバックを行ったもの。以下同じ。）であるが、2020年度までに83%程度を目指すと共に、2016年度の実施率を77.7%以上にするを目標として、主なターゲットを実施率が低い主婦層等に定め、主婦のライフスタイルを想定した情報発信の手段や媒体を検討の上で普及啓発や情報発信等を行う（雑誌やWEBサイト等メディアの活用や生活導線上で接触があるポスター等の最適な媒体の選定、支持されるスポーツマンによる配信などを想定）。

② 業務部門

2015年度における業務部門のクールビズ実施率は73.2%（任意アンケート調査結果）であるが、2020年度までに83%程度を目指すと共に、2016年度の実施率を75.2%以上にすることを目標として、主なターゲットを実施率が低い中小規模の事業者等に定め、中小規模の事業者のライフスタイルを想定した情報発信の手段や媒体を検討の上で普及啓発や情報発信等を行う（WEBサイト等メディアの活用やポスター等の最適な媒体の選定、支持されるスポークスマンによる配信などを想定）。

(イ) クールビズを国民に浸透していくための戦略的な広報活動、WEBコンテンツの作成（作成後の受け皿については仕様書2.（4）参照）などを通じ、実施率の達成を図る。なお、配信される情報が一定頻度で更新され、鮮度と好奇心を感じさせながら閲覧されるよう工夫をすること。

(2) 効果測定の実施

戦略的な広報活動の波及効果（直接的または間接的な発信数（例えばイベント来場者数や現地アンケート調査による意識変化、地域メディアの活用等により発信した視聴者想定数など））の目標を設定し、広報活動によるリーチ数を把握すること。

(3) 効果的なクールビズ実施率計測方法の検討及び実施

仕様書2.（1）. ①及び②のクールビズ実施率の計測方法について、より家庭部門、業務部門それぞれの傾向や特色が明確になるアンケート調査を実施すること。具体的には、施策終了時の定点調査に加え、仕様書2（1）（ア）①・②で示した、主婦・中小企業の実施率の伸長度が把握することができ、抽出された数値に基づいた施策の見直しを適宜行うとともに、CO2削減効果についても具体的な推計方法に基づき推計を行うこと。また、従前行ってきた質問項目「冷房時の室温はどのように設定されていますか」に加え、「冷房時の室温を28℃にしている」の項目を明示し、クールビズの正しい理解と正しい実施率を追跡すること。

(4) 他の業務との連携

環境省が平成28年度に実施する予定の国民運動広報用WEBコンテンツ作成や情報発信並びにCOOL CHOICEの賛同拡大、地球温暖化対策につながる各種アクション実施率向上の取組等に対して、本業務で集積されたデータの情報整理、関係する資料の作成等について環境省担当官の指示に従い協力すること。

3. 業務履行期限

契約締結の日から平成29年3月31日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 10部 (A4判 100頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページを作成する場合には、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成28年2月2日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針204頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針205頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows7 SP1上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem社一太郎(ファイル形式は一太郎2011以下)、又はMicrosoft社Word(ファイル形式はWord2010以下)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft社Excel(ファイル形式はExcel2010以下)
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

委託業務費精算払請求書

番 号
平成29年4月20日

官署支出官
環境省大臣官房会計課長 殿

(受託者
東京都
株式会
代表取
正

平成28年4月1日付け契約の平成28年度地球温暖化対策のための低炭素アクション促進事業（クールビズ）委託業務に係る委託費として、下記の金額を請求します。

記

- 1 請求金額 39,906,696 円 (うち消費税額及び地方消費税額 2,956,051 円)
 - 内訳 委託費確定額 39,906,696 円
 - 概算受領済額 0 円
 - 今回請求額 39,906,696 円
 - 差引残額 0 円

2 振込先金融機関及び口座

(フリガナ)	
受取人住所	
(フリガナ)	
名 義	
振込先金融機関名	
預貯金種別	
口座番号	

見 積 書

平成28年4月1日

支出負担行為担当官
環境省地球環境局長 殿

住 所 東京 [REDACTED] -1
名 称 株式
役 職 代表
代表者氏名 戸田 裕 [REDACTED]

下記のとおり見積いたします。

記

1 業務名：平成28年度 地球温暖化対策のための低炭素アクション促進事業(クールビズ)委託業務

2 入札金額： 金 50,000,000円 (税込み)

以上

平成28年度 地球温暖化対策のための低炭素アクション促進事業(クールビズ)委託業務 積算内訳

(単位:円)

経費区分	金額	内容	備考
人件費		プロジェクトリーダー	人日 @
		プロジェクト主任A	人日 @
		プロジェクト主任B	人日 @
		スタッフA	人日 @
		スタッフB	人日 @
		人件費計	
業務費		効果測定	1式 x @
		小計	
雑務費		業務進行プロデュース費	1式 x @
		「温度差影響マトリクス」作成	1式 x @
		雑誌掲載費用	1式 x @
		国民運動広報用WEBコンテンツ作成	1式 x @
		ツール制作	1式 x @
		運営計カード事務用費	1式 x @
		発送関係費	1式 x @
		デジタルメディア出稿費	1式 x @
		日本百貨店協会連携 クールビズ館内放送	1式 x @
		雑務費合計	
小計		(人件費+雑務費)	
一般管理費		(人件費+業務費+外注費) x 15%以内	
計	46,296,297	(人件費+業務費+一般管理費)	
消費税及び地方消費税	3,703,703		
合計	50,000,000		

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 (以下「甲」という。) は、株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一 (以下「乙」という。) と平成28年度地球温暖化対策のための低炭素アクション促進事業(クールビズ) 委託業務 (以下「委託業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金50,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,703,703円)を超えない範囲内で委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成29年3月31日

納入場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領(平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。)による委託業務完了報告書(以下「報告書」という。)を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第24条又は第30条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

（再受任者等に関する契約解除）

- 第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 三 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

四 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

五 この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項の規定による委託費の返還、第17条の規定による違約金等の支払い、又は前条第3項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までに日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めるときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産(以下「取得財産」という。)の所有権(取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、委託業務が完了(乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。)若しくはこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の終了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名 支出負担行為担当
環境省地球環境局長 梶原 成元

印

乙 住所 東京都 [REDACTED] 1
氏名 株式会社 [REDACTED]
代表 [REDACTED] 戸田 裕一

